

大館市指名停止要綱及び大館市指名停止要綱の運用基準を改正しました。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行により、請負人の担保責任に係る規定が見直されたことに伴い、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

1. 改正内容

目的物の不具合を表す文言を「契約不適合の程度」（現行：「かし」）に改めることとする。
（要綱別表第1、要綱の運用基準別表第1 関係2.）

2. 改正日

令和2年4月2日改正

3. 新旧対照表（別紙のとおり）

大館市指名停止要綱の運用基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1関係</p> <p>1. 略</p> <p>2. 「<u>契約不適合の程度</u>が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。（第3号）。</p> <p>3. ～5. 略</p>	<p>別表第1関係</p> <p>1. 略</p> <p>2. 「<u>かし</u>」が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。（第3号）。</p> <p>3. ～5. 略</p>